

—令和8年度—

事業計画

社会福祉法人 福角会

指定共同生活援助事業所

いつきホームズ

1. 基本方針

関係法令に基づき、共同生活援助事業を実施する。利用者一人ひとりの意向・適性・特性を踏まえた個別支援計画を作成し、自立への支援、社会活動への参加を目指す。
また、利用者の気持ちに寄り添うことを大切にし、だれもが豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、必要な支援とサービスを提供する。

2. 事業所の重点取組内容

①安全で安心して暮らせる生活を支える

利用者の方々が安全で安心して生活できるよう、一人ひとりの思いや気持ちに寄り添うことを大切にする。日々の支援においては、やさしい声掛けと丁寧かつ確実な支援を心掛け、すべての関わりに心を込めて取り組む。

②健康を支える

日常の健康管理を確実にを行うとともに、利用者の方々の表情や様子の変化を丁寧に捉え、必要に応じて医療機関への受診を行う。受診後の経過については職員間で情報共有し、目で見えて確認し合いながら継続的な健康管理を行う。また、体調不良やけが等への初動対応とご家族への連絡や相談を迅速かつ丁寧に行う。

③表現行動の理解

「すべての行動には言葉（意味）がある」という考え方のもと、利用者の方々の表現行動を単なる行動として捉えるのではなく、その背景にある「本当の気持ち」を理解しようとする姿勢を大切にする。行動の意味について職員同士で話し合い、共通認識を持つことで、本人の思いが置き去りにならない支援を行う。

④人権の尊重

どのような場面においても、利用者の方々に真摯な気持ちで向き合い、幸せのお手伝いをさせていただき姿勢を大切にする。支援が利用者や家族の方々の期待に応えているか、利用者の方々の立場になって考え、社会のルールや法人理念に反していないか、自身の良心に反していないかを常に振り返り、専門職としての自覚を持って、一人ひとりをかけがえのない存在として支援を行う。

⑤コミュニケーションとチームワーク

働く目的を「仕事を通じた人間性の向上」と位置づけ、職場内のコミュニケーションとチームワークを大切にする。日頃から対話を重ね、労いの言葉を掛け合いながら、思い込みや決めつけをせず、認識のずれや憶測による行き違いが無いように、互いの考えや受け止め方を確認し合う機会を設ける。一人ひとりを理解し、認め合う関係づくりを通して、共に成長できる職場を目指す。

⑥内部組織の活性化に向けて【共に育つ職場づくり】

同じ研修を全職員で共有し、一人ひとりの感じたことや考えを確認し合い、互いの意見を尊重しながら学びを深める。対話を通して気づきを言葉にし合うことで、職員それぞれの価値観や支援観を認め合い、組織としての成長につなげていく。

⑦ご家族との連携

職員とご家族が顔の見える関係を築けるよう、利用状況に合わせた懇談会を実施する。
担当職員より、日常生活や活動の様子などについて情報共有と意見交換を行う。

⑧感染対策

感染対策委員会を定期的開催し、その検討内容を職員へ周知徹底する。感染症および食中毒の予防・まん延防止を目的とした研修や訓練を計画的に実施し、施設全体で感染対策意識の向上を図る。

3. 従業員の努力目標

- ・利用者さんの声に耳を傾け、その声に誠意と情熱、勇気を持って歩むこととする。

従業員の姿勢宣言

「利用者さんの幸せのために、私たちの幸せのために」

- 1つ 目の前の利用者さん一人ひとりを大切にする。やさしく接する。やさしく声をかける。
- 2つ 嘘いつわりない素直な心で、目の前の利用者さん一人ひとりに寄り添う。
自分に嘘はつけません。
- 3つ ひとつひとつの言葉や行動に自分の心を込める。丁寧に確実に。
- 4つ 一緒に働く仲間一人ひとりを大切にする。
あなたがいるから頑張れると言ってもらえる人になる。
- 5つ 「切磋琢磨」できる仲間となる。

令和8年度 いつきホームズ 年間行事・研修計画

月	行 事	研修会等
4		【法人】新任研修Ⅰ（4/28） 【福祉協会】愛媛県福祉協会総会（4/17）
5	・共同生活事業日帰り旅行1班（5/23）	【法人】新任研修Ⅱ（5/19）
6	・共同生活事業日帰り旅行2班（6/20）	
7		【法人】幹部研修Ⅰ（7/15） 【福祉協会】中四国地区職員研修会（7/2～3）
8		【法人】中堅研修Ⅰ（8/19） 【福祉協会】四国地区職員研修会（8/20～21）
9		【法人】幹部研修Ⅱ（9/16） 【福祉協会】全国GH等研修会（9/10～11）
10	・福角会祭（10/18）	【法人】中堅研修Ⅱ（10/13） 【福祉協会】全国知的障害福祉関係職員研修会（10/22～23）
11	・インフルエンザ予防接種	【法人】中堅研修Ⅲ兼幹部研修Ⅲ（11/13）
12	・各ホーム忘年会	
1		【法人】一般事業主行動計画（1/20） 【福祉協会】障害者支援施設部会全国大会（1/28～29）
2		【福祉協会】日中活動支援施設部会全国大会（2/18～19）
3	・次年度事業概要説明会（3/27）	
その他		・採用時研修・内部研修
会議	月例	職員会、総合運営委員会、人権委員会・虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会 食生活委員会、衛生委員会、個別支援会議
	随時	健康生活委員会、危機管理委員会・感染対策委員会 リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、寮部会

いつきの里・いつきホームズ従業員行動規準

はじめに

いつきの里・いつきホームズを利用する全ての人たちが、人間としての尊厳が認められ、豊かな人生を自己実現できるように支援し、サービスの提供をすることが私たちの責務です。そのために、私たちは支援者として確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに私たちは就業規則を遵守するとともに、いつきの里・いつきホームズ従業員行動規準を定め、全従業員が実行します。

基本姿勢について

- 私たちは、利用者の基本的人権を尊重し、あらゆる場面でこれらが損なわれることのないよう支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、事業所の主体は利用者であることを常に自覚し、それぞれの個性や心身の状況及び希望等に基づいて個別的に支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者に対して体罰や暴言等を行いません。
- 私たちは、利用者へ行う支援やサービス提供について、事前に説明し了解を得てから行います。
- 私たちは、利用者の苦情や要望を聞き、適切に応えます。
- 私たちは、利用者が市民又地域住民として地域社会の中で受け入れられ、その交流が促進されるように、あらゆる機会を通して支援します。
- 私たちは、互いに専門性を認め合い、相互の連絡を密にし、良好なチームワークの確立に努めます。

利用者について

- 私たちは、いかなる場合でも人と人のかかわりを基本として、支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者適切かつ正確な情報提供を行うとともに、ひとりひとりの思いや声を聞き、その個性や心身の状況及び希望を尊重し、適切かつ誠意をもって対応します。
- 私たちは、利用者の生活習慣及び生活歴をよく知り、できる限り尊重します。
- 私たちは、利用者に対して積極的に言葉かけをし、相手の話に耳を傾け、行動に気を配ります。
- 私たちは、従業員主体の指示や強要ではなく、本人の意思を尊重して支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、意思や欲求の表現が困難な利用者に対し、専門的支援により、できるだけその意思や欲求を汲み取れる努力を行います。
- 私たちは、利用者に対して社会的に不適応とされる行動の軽減を図るために、適切な支援を行います。

- 私たちは、利用者の現状のみに捉われることなく、明確な将来的ビジョンを持って支援・サービスの提供を行います。
- 私たちは、常に言葉遣いに気を配り、利用者と呼ぶ際には「〇〇さん」と敬称をつけます。
- 私たちは、利用者のＱＯＬ向上を図るため、施設環境を整え、社会資源を有効に活用します。
- 私たちは、利用者の人権やプライバシー保護に最大限の配慮を行います。
- 私たちは、利用者の情報について、決して外部に流失しないようにします。これはいつきの里・いつきホームズの従業者でなくなっても守ります。
- 私たちは、利用者が楽しく又おいしく食事ができるための環境作りを常に心掛けます。
- 私たちは、利用者の衛生面への配慮を徹底するとともに、健康上又心身の状況上等から、食事に配慮が必要な場合は、適切な食事の提供に心掛けます。
- 私たちは、利用者が快適で健康的な生活が送れるよう心掛け、ひとりひとりの健康に配慮し、事故防止に留意した支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者の趣味、スポーツ活動の充実を図り、文化的な生活が送れるよう支援とサービスの提供を行います。
- 私たちは、利用者に対して希望を聞き、外出の機会を確保します。
- 私たちは、利用者の金品の使途及び管理について、適正かつ厳正にし、その収支を明確にします。

利用者の家族等について

- 私たちは、利用者の家族等へ対して正確な情報を提供し、相互信頼を深める努力を怠りません。
- 私たちは、家族等の秘密を守りプライバシーの保護に努めます。又知り得た秘密を決して外部に流失しないようにします。これはいつきの里・いつきホームズの従業者でなくなっても守ります。
- 私たちは、家族等からの意見や相談に誠意をもってのぞみ、適切に対応します。
- 私たちは、家族等に対して利用者の金品について十分な連絡・報告をします。

地域社会等について

- 私たちは、地域社会へあらゆる手段をもって情報を発信し、利用者個々や事業所全体の理解を得ることに努めます。
- 私たちは、利用者の生活又行動の範囲を広げ、社会とのつながりを深めるために、利用者のニーズに応えられる様々な社会資源の活用にも努めます。
- 私たちは、専門的な知識や設備機能を地域社会のニーズに応じて提供し、相互に理解を深めるよう努めます。
- 私たちは、ボランティア・見学者及び実習生等に対し、利用者への正しい理解を促し、利用者とのかわりが円滑に行われるよう配慮します。
- 私たちは、地域社会の信頼が得られるよう、社会人又専門職としての良識ある行動をします。

「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規程により、当施設では利用者又扶養義務者及び家族の皆様方からの苦情に適切に対応する体制を整えております。

尚、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び、第三者委員は下記のとおりです。

担当名	担当者名	役職	現住所	電話番号
苦情解決責任者	安高 泰志	施設長	松山市福角町甲 1829 番地 いつきの里	089-978-1166 y-yasutaka@hukuzumikai.com
苦情受付担当者	白石 美穂	支援課長		089-978-1166 m-shiraishi@hukuzumikai.com
第 三 者 委 員	川中 国和	福角会監事	松山市北条辻 637-11	089-993-3104
	萬 喜志雄	福角会評議員 選任・解任委員	松山市福角町甲 633-1	089-979-0805

1. 対象者

指定共同生活援助事業所「いつきホームズ」の利用者

2. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面談・電話・書面・メール等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

(2) 苦情受付の報告、確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情を解決するための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整や助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 愛媛県「運営適正化委員会」の紹介

いつきの里で解決できない苦情は、下記の委員会に申し出ることができます。

委員会名	設置場所	住所	郵便番号	電話番号
運営適正化委員会	愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町 3-8-15	790-8553	089-998-3477

【共同生活援助事業所】

1. 生活支援

(1) 支援目標

個別支援計画に基づき、利用者が健康で主体性のある生活を送ることができるよう生活環境を整え、るとともに、一人ひとりの思いや気持ちに寄り添った支援を行う。

(2) 支援内容

①日常生活面

利用者それぞれの心身の状況を踏まえ、個別性を重視した支援を行う。

アセスメントおよびニーズの把握を適切に行い、主体的な生活につながる支援を行う。

また、各ホームの出勤職員の写真を掲示し、視覚的にも安心できる環境を整える。

《日常生活面において大切にポイント》

○起床

- ・体調を確認し、表情を見ながら丁寧に挨拶を行い、安心して一日を始められるよう支援する。

○就寝

- ・シーツやパジャマ、必要に応じて防水シーツ等を含む寝具の状態を確認する。
- ・居室の整理整頓を行い、室温・湿度を調整するなど、安心して眠れる環境を整える。

○睡眠

- ・眠りにくい方には安心して過ごせるよう寄り添い、必要に応じて見守りや安心できる関わりを行う。
- ・夜間に起きた際は、本人の思いに寄り添い、落ち着けるまで丁寧に関わる。

○整容

- ・洗顔や整髪などを行い、清潔を保ちながら気持ちよく過ごせるよう支援する。
- ・表情や顔周りの汚れ等を確認し、必要に応じて濡れタオル等で清拭し整える。

○食事

- ・楽しく心地よい時間となるよう、室温や明るさに配慮し、安心できる雰囲気づくりを行う。
- ・利用者一人ひとりの状況に応じてダイニングへ誘導し、落ち着いて食事ができるよう支援する。
- ・食事時の姿勢を整え、必要に応じて足置きや椅子の調整等を行う。
- ・食器の位置を整え、分かりにくい方には分かりやすく説明する。
- ・同じ目線で声掛けや介助を行い、自ら食べる力を大切に支援を行う。
- ・食後は口周り、顔、衣類の汚れを整え、清潔を保つ。
- ・落ち着いて下膳できるよう促す。

○歯磨き

- ・個々の状態に応じて、タフトブラシ、プラウトブラシ、歯間ブラシ等を用いて口腔ケアを行う。
- ・洗面場所まで付き添い、うがいおよび口腔内の確認を行う。歯磨き後は口周り、顔、衣類を整える。
- ・歯ブラシ等は適宜状態を確認し、毛先が開いているものは交換する。

○排泄

- ・トイレ内ではトイレスリッパまたは専用靴へ履き替え、気持ちよく利用できるよう支援する。
- ・安心して行えるよう、足の位置や高さ等を確認する。
- ・後始末（拭き取り、水流し、衣類の整え）を丁寧に行う。
- ・ハンドソープを用い、丁寧に手洗いでできるよう声掛けおよび介助を行う。

○入浴

- ・浴室および脱衣室の室温に配慮する。
- ・支援者同士で声を掛け合い、ゆったりと入浴できるよう配慮・調整を行う。

○清潔・衛生

- ・手洗い前にハンカチ等の有無を確認する。持ちにくい方には、支援者がハンカチやペーパータオル等を準備し、適宜手渡す。
- ・ハンドソープを用い、丁寧に手洗いでできるよう声掛けおよび介助を行う。
- ・手洗い後はアルコール消毒を行い、寮内では各設置場所の消毒液を必要時に使用する。

②環境面

- ・季節感と清潔感のある居室環境を整える。
- ・利用者の状況に応じた、快適で安心できる生活環境を整える。

③表現行動等への支援

- ・利用者の行動を一つの表現として捉え、その背景や意味を考え、本人の本当の気持ちの理解につながる事例検討を行う。
- ・利用者との関係性の構築を大切にし、必要な声掛けや適切な関わり方について話し合い、支援の充実につなげる。

2. 保健面に関する支援

(1) 支援目標

利用者一人ひとりの健康状態を把握し、疾病の予防ならびに早期発見・早期治療に努めることで、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう必要な支援を行う。

また、高齢化に対する予防および対応の充実を目指す。

(2) 支援内容

①衛生管理に関する支援

○身体、着衣、寝具、居室、設備等の清潔保持に努める。

②健康管理に関する支援（疾病の予防・早期発見・早期治療）

○希望に応じた健康診断の実施

- ・年1回：胸部レントゲン、心電図、血液検査、尿検査

○「訪問看護ステーション和楽」との連携

- ・内容：健康管理、職員への相談・助言、医療（主治医）との連携、24時間の連絡体制
- ・訪問：1ホームにつき週1回

訪問予定

月曜日：つばき・もくれん

火曜日：つばめ、あかり

水曜日：さくら

金曜日：ことり

※事情により変更する場合がある。

○訪問看護ステーション和楽、法人内の日中活動事業所（MORE・ウィズ）、一体運営しているいつきの里と情報交換会を毎月開催する。

○一体運営しているいつきの里と合同で、健康生活委員会を随時開催する。

○体重測定を毎月実施する。

○身長測定を4月に実施する。

○日常の健康管理

- ・起床時に検温、血圧測定、脈拍測定を行う。
- ・必要に応じてSpO₂測定を実施する。
- ・健康管理票を活用し、健康保持に努める。

○利用者および家族と相談のうえ、希望に応じて生活習慣病予防健診および予防接種等を実施する。

（肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、インフルエンザ予防接種、新型コロナワクチン予防接種、肺炎球菌ワクチン予防接種等）

※子宮頸がん検診は、状態に応じてエコー検査または内診を行う。

○感染症の予防

- ・ハンドソープを使用した手洗い、うがい、換気を徹底する。
- ・手洗後はアルコールによる手指消毒を行う。
- ・室内消毒は、通常時はアルコール消毒を用い、嘔吐や下痢の際は次亜塩素酸ナトリウム系消毒液を使用して行う。

○感染症発症時の対応

- ・感染症発生時は初動対応を確実に行之、感染拡大防止に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザの罹患が発生した場合は、各対応マニュアル

- ルに沿って対応する。
- ・感染対策の振り返りやマニュアルの見直しを行い、感染対策委員会と連携しながら確認および改善を図る。
- ③日常生活における不安・悩みに関する支援
 - ・必要に応じて、一体運営しているいつきの里嘱託医師によるカウンセリングにつなげる。
- ④口腔ケア
 - ・各日中活動事業所で実施された歯科検診結果に応じて、病院受診等の必要な支援を行う。
 - ・受診が困難な利用者が定期受診できるよう必要な支援を行う。
(例：回数を重ねることで環境に慣れていただく等)
 - ・食後および就寝前の歯磨き（必要に応じて仕上げ磨き）を行う。

3. 食事・食生活に関する支援

(1) 支援目標

食生活を通して個人の健康維持・増進を図るとともに、社会性や食事のマナーを身につける。
また、松山福祉園の配食サービスや外部業者等による食事提供を行い、安心して気持ちよく、家庭的な雰囲気の中で楽しく食事ができるよう努める。

(2) 支援内容

- ①家庭的で楽しく食事ができる環境づくり
 - ・安心して食事ができる家庭的な雰囲気づくりに努める。
- ②食事支援が必要な利用者について
 - ・咀嚼状況を把握し、食事形態（きざみ食、とろみ等）や調理の工夫を行うとともに、食事時の姿勢等に配慮し、安全に食事ができるよう支援する。
 - ・手指機能が低下している利用者には、自助食器を使用し、一口大の食事を提供する。
 - ・身体状況に応じて塩分を控えた食事等を提供し、健康に配慮した食事提供を行う。
 - ・発熱や嘔吐、下痢等により一時的に普通食の摂取が困難な利用者には、おかゆ等の消化の良い食事を提供する。
- ③生活習慣病の予防
 - ・配食サービスを活用し、栄養バランスのとれた食事を提供する。
- ④利用者の嗜好（意見や希望）を取り入れた食事提供
 - ・個々の嗜好に合わせた外食や、ホームでの食事づくりを行う。
- ⑤食中毒の予防
 - ・食前の手洗いおよびアルコール消毒を実施する。
 - ・食事スペースの清潔を維持する。
 - ・生ものの摂取や加熱調理については、調理マニュアルに基づき十分留意する。
 - ・消費期限のある食材は、期限内に摂取する。
 - ・余った食材は適切に処分する。
 - ・食器および調理器具は十分に洗浄し、乾燥後、所定の場所に衛生的に保管する。
- ⑥感染拡大防止対策時の食事提供について
 - ・利用者居室で食事が提供できるよう、使い捨て容器の活用や外注食材等で対応する。

4. 広報活動

(1) 支援目標

事業所内外へ最新の情報を適切に発信し、利用者および関係者の事業所に対する理解と協力の促進につなげる。

(2) 活動内容および支援内容

①広報誌の作成

- ・『いつきの里・いつきホームズ便り』を毎月作成する。
- ・個人情報を含む内容については、『プラス便り』として作成・配布する。
- ・いつきの里・いつきホームズにおける行事や日中活動の様子、各種お知らせ等を幅広く掲載する。

- ・職員の近況報告や研修報告、季節に応じたテーマ、福祉に関する情報等を提供する。
 - ・実習生や研修講師等へのインタビュー記事を取り入れるなど、読みやすく親しみやすい紙面づくりを心掛ける。
 - ・内容に応じて写真を多く使用し、文章量を調整することで、視覚的に分かりやすく伝わる広報を行う。
- ②ホームページの更新・管理
- ・事業方針、概要、沿革、活動内容、お知らせ、各種規程等を随時掲載する。
 - ・『いつきの里・いつきホームズ便り』、献立表、短期入所・日中一時支援の予約表等を掲載する。
- ③写真データの保管・管理
- ・広報誌で活用する写真データは、パソコンを用いて適宜保存する。

5. 職員研修（内部研修）

【内部研修年間計画】

月	内 容	形式
4	施設長講話（虐待防止研修）	研修
5	感染症対策研修・訓練、防犯研修	研修
6	自分ごと化について	研修・訓練
7	チームワーク研修	研修
8	業務継続計画（BCP計画）研修・訓練	研修・訓練
9	事例検討会	研修
10	感染対策研修・訓練	研修・訓練
11	虐待防止研修	研修
12	コミュニケーション研修	研修
1	行動障害の理解	研修
2	事例検討会	研修

6. ご家族との連携

（1）目標

ご家族と職員が、互いに顔の見える関係を築き、安心して相談や情報共有ができる関係づくりを行う。

（2）内容

- ①6か月ごとに個別懇談を実施し、近況報告や意見交換を行う。
- ②日常生活や活動の様子を写真や動画で記録し、状況がイメージしやすいよう分かりやすく伝える。

【個別支援計画】

1. 個別支援計画の作成にあたって

当事業所では、利用者一人ひとりが安心して快適に生活できるよう、本人および家族の思いや希望を大切にしながら個別支援計画を立案する。

- （1）利用者との面談や日々の関わりを通して、本人の思いや希望を丁寧に確認し、「想いのシート」や個別支援計画に反映する。
- （2）これまでの生活歴や障害の特性、心身の状況、生活の様子などの情報を整理し、生活環境や本人の特性を踏まえた支援内容を検討する。
- （3）個別支援会議を開催し、職員や関係職種が様々な視点から話し合いを行い、より適切な支援計画を作成する。

2. 個別支援計画の作成

- （1）フェイスシート、生活史・生活歴
- （2）アセスメントシート
- （3）想いのシート

(4) 個別支援計画書

※(1) および(2) は、内容に変更があった場合は随時更新し、原則として毎年4月に振り返りを行う。

※収入・支出の確認シートを年度初めの会議月に作成する。

※(3) および(4) は、原則として6か月に一度見直しを行う。

3. 計画に基づく支援の実施

作成した個別支援計画に基づき、サービス管理責任者が中心となって支援全体を管理し、よりよいサービスの提供に努める。

また、職員間や関係機関と情報共有を図りながら連携し、利用者にとって適切な支援を実施する。

4. モニタリング（振り返り）と見直し

個別支援計画に沿った支援が行われているかを定期的に確認し、必要に応じて見直しを行う。

(1) モニタリング

利用者の生活状況や支援状況を確認し、原則として6か月に一度、計画の評価と見直しを行う。

(2) 個別支援会議

計画の見直しが必要な場合は個別支援会議を開催し、利用者の意向を汲み取り、理解を深めながら計画に反映する。

必要に応じて、いつきの里嘱託医や関係機関にも参加いただき、専門的な意見を踏まえて支援内容を検討する。

5. 計画内容の説明と同意

(1) 個別支援会議後は、利用者および家族、後見人等へ速やかに内容を説明する。

(2) 現在の状況や今後の支援内容について確認し、理解と同意を得たうえで支援を進める。

(3) 作成した個別支援計画は、相談支援事業者にも共有する。

【いつきホームズ防災計画】

1. 目的

この計画は、各種法令に基づき、火災、地震、津波、大雨（土砂災害）等の災害に対して、防災知識を高めることにより被害を最小限にとどめ、法人危機管理委員会と連携しながら利用者の生命を守ることを目的とする。

また、大規模災害発生時には法人事業継続計画（BCP計画）に則り、利用者の生命および生活を守る。

2. 火災・地震・津波・大雨（土砂災害）等の災害予防

(1) 消防用設備等の点検整備

①火災発生時にすべての消防設備が十分に機能を発揮できるよう、平素から点検整備を行うとともに、委託業者による総合点検および機器点検を年1回実施する。

②火元責任者は日常管理に留意し、毎月安全総点検を行い、機器の整備に努める。

(2) 電気器具その他の火源機器の点検整備

火災発生の原因となりやすい各種器具の点検整備および周辺の整理整頓に努める。

(3) 火気使用後の確認の徹底

たばこ、給湯器等、出火の原因となる火気使用後の確認や使用場所の指定について十分注意を払う。

(4) 家具類等の転倒・落下防止

地震発生時には転倒や落下による事故を防止するため、家具類の設置について十分注意を払い、必要な対策を講じる。

(5) 地震・津波・大雨（土砂災害）に関する情報収集および対応

テレビ、ラジオ、インターネット、地域放送等から正確な情報を収集し、「高齢者等避難」が発令された際は、各ホームの大雨対応マニュアルに沿って適切な避難を行う。

3. 火災・地震・津波・大雨（土砂災害）等の災害対応

(1) 活動体制の確立（自衛消防組織）

災害発生時には初期対応の重要性を認識し、消火器具等を使用して初期消火に努める。

(2) 早期通報

災害を察知した際は、大声で建物内の者に知らせる。

また、世話人室等に設置している火災通報専用電話および愛媛総合警備保障A L S O K非常ボタン

により応援要請を行う。

(3) 避難誘導

- ① 状況を正確に把握し、迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- ② 大きな声で利用者に避難方向および火災の状況を知らせ、混乱の防止に努める。
- ③ 避難終了後は直ちに利用者の人員確認を行う。
- ④ 避難完了後は、利用者が再び建物内へ戻ることがないように安全確保に努める。
- ⑤ 応援到着後は状況を伝え、負傷者がいる場合は搬送等に協力する。

(4) 避難場所

(火災) 避難場所

ホーム	第一次避難場所	第二次避難場所
つばき・もくれん	駐車場	いつきの里
あかり	松山福祉園	いつきの里
さくら	松山福祉園	いつきの里
つばめ	駐車場	いつきの里
ことり	駐車場	いつきの里

(地震・津波) 避難場所

ホーム	一次避難場所	二次避難場所
ことり	勝岡神社	いつきの里

(大雨・土砂災害) 避難場所

ホーム	一次避難場所	二次避難場所
つばき・もくれん	現場待機	いつきの里
ことりホーム	現場待機	いつきの里

(5) 情報収集および対応

- ・ B i Z システムを活用し、職員および職員家族の安否確認を行うとともに、非常招集の可否に関する情報を収集する。

(6) 地域との協力体制

- ・ 日頃から地域住民との交流や信頼関係を築き、相互扶助の体制確立に努める。

(7) 夜間災害発生時の対応

- ① 松山福祉園・いつきの里を中心とした応援体制を整備し、夜間の非常時には避難救助を依頼し協力を得る。
- ② 愛媛総合警備保障 A L S O K との業務委託により、夜間の非常事態（火災、不審火、緊急の応援要請が必要なとき）については、非常通報システムにて応援要請を行う。
- ③ 夜間の災害発生時には、B i Z システムによる招集等を迅速に行う。

(8) 法人危機管理委員会との連携

- ① 災害等による危機が生じた場合は、管理者より速やかに理事長および法人事務局へ報告し、災害対策本部設置の要請を行う。
- ② 災害レベルに応じ、危機管理委員会と連携する。
- ③ 災害協定施設と連携する。

(9) 備蓄食・非常時備品の備え

- ・ 保存食、保存水および各種備品を適切に管理・確認する。

(10) 防災教育の実施

- ・ 防災士および防火管理者の育成と防災教育を実施し、防災意識の向上に努める。

4. 年間防災計画

月	計 画 内 容
5 月	総合防災訓練（つばき・もくれん、つばめ） ・ 消防設備総合点検（業者委託） 避難訓練（あかり、さくら、ことり）・防壁検査（つばき・もくれん）
6 月	避難確保計画に基づく避難訓練（大雨・夜間）
7 月	避難訓練（火災・夜間）
8 月	避難訓練（地震・夜間）
10 月	消防設備機器点検（業者委託）

11 月	福角会総合防災訓練
1 月	避難確保計画に基づく避難訓練(大雨・夜間)
2 月	避難訓練 (火災・夜間)
3 月	避難訓練 (地震・夜間)
毎月	安全総点検・Bizシステム通報訓練・備蓄食の保存確認

【いつきホームズ防犯計画】

1. 目的

防犯対策マニュアルを整備し、防犯研修を実施することで、利用者および職員の生命と安全を守る。

2. 防犯項目

①不審者・侵入者への対応

・不審者対応マニュアルを各ホームに整備し、適切に対応する。

②職員・利用者の防犯研修

・年1回、不審者を想定した防犯研修を実施する。

③夜間の安全管理

・夜間安全確認マニュアルに基づき、利用者の安否確認および施錠確認を行う。

3. 防犯設備

① A L S O K (非常連絡装置)

② 防犯カメラ

4. 防犯に関する法人内での協力体制と地域や関係機関との連携

①不審者侵入に備えて法人内で情報共有を図り、防犯研修を通じて協力・連携が取れる体制づくりに努める。

②近隣住民からの不審者情報や、警察、自治体からの情報収集を行うとともに、各ホームからの情報提供を行う。